

(仮称) 青森市感染症予防計画について**1 概 要**

国は、令和 4 年 1 2 月 9 日に「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）を一部改正し、これまで都道府県にのみ策定が義務付けられていた「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」の策定を、新たに保健所設置市にも義務付けること等により、感染症対策の一層の充実を図ることとした。

【計画の目的】 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防に係る施策の実施に関する計画を策定するもの

【策定根拠】 法第 1 0 条第 1 4 項の規定に基づく予防計画（令和 6 年 4 月 1 日施行）

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

【記載項目】

【都道府県】予防計画（法第 10 条第 1 項）	(仮称) 青森市感染症予防計画（法第 10 条第 14 項）
1. 感染症発生予防・まん延防止施策	1. 感染症発生予防・まん延防止施策
2. 感染症・病原体に関する情報収集・調査研究	
3. 病原体等の検査実施体制・検査能力向上	2. 病原体等の検査実施体制・検査能力向上
4. 感染症に係る医療体制提供	
5. 感染症患者移送の体制確保	3. 感染症患者移送の体制確保
6. 感染症に係る医療提供体制確保等の目標設定 ①検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数 ②医療従事者や保健所職員等の研鑽・訓練回数 ③保健所の感染症対応業務を行う人員確保数 (ほか 7 項目)	一. 感染症に係る医療提供体制確保等の目標設定 ①検査の実施件数(実施能力)：「2」に記載 ②医療従事者等の研鑽・訓練回数：「5」に記載 ③保健所の感染症対応人員確保数：「6」に記載
7. 宿泊療養施設の確保	
8. 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	4. 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
9. 指示・総合調整機能	
10. 感染症の予防に関する人材養成・資質向上	5. 感染症の予防に関する人材養成・資質向上
11. 保健所の体制確保	6. 保健所の体制確保
12. 緊急時における病原体等の検査の実施等	7. 緊急時における病原体等の検査の実施等

2 計画策定体制

■ 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会

※ 青森県感染症対策連携協議会との協議

3 策定スケジュール (予定)

令和 5 年 12 月	地域保健専門分科会①【計画案の説明】
令和 6 年 2 月	パブリックコメントの実施 ※パブリックコメント資料を分科会委員へ送付
3 月	地域保健専門分科会②【計画案の説明】
3 月	策定・公表